

保健福祉課

☎ 介護福祉係(143)

高齢者元気度アップ・ポイント事業参加者へ ポイントシールの商品券への引き換えについて

本事業は高齢者の健康づくりや社会参加を促進し、健康維持や介護予防への取り組みを図ることを目的としています。

本事業のポイントカード台紙をお持ちの方、ウォーキングアプリ(スポーツタウンウォーカー)を利用している65歳以上の方は、ポイントに応じて商品券との引き換えをおこないます。

引換場所	保健福祉課介護福祉係(⑥番窓口)または野方支所	
引換期間	<ul style="list-style-type: none"> 2月12日(水)～18日(火) ※土・日は除く 野方支所での引き換えは2月13日(木)のみ 	
引換時間	9時～16時まで	
ポイントの交換	<p>5ポイントから500円の商品券1枚に交換。各事業ごとの上限は15ポイントで、年間の交換上限は30ポイントとなります。</p> <p>【ポイント交換例】…10ポイント(1,000円分の商品券) ※500円単位で交換し、端数は切り捨て 27ポイント(2,500円分の商品券)</p> <p>※今年度の引き換えは今回で終了となります。残ったポイントは翌年に繰越できません。</p>	
持ってくる物	ポイントカード台紙	

大崎町地域包括支援センター ☎ 471-7828

暮らしのコンシェルジュ

地域包括支援センターだより

当センターは、高齢者の暮らしについて様々な相談や要望に応える「よろず相談窓口」です。暮らしのコンシェルジュに、寄せられるご相談と対応を紹介します。

今月は「**介護保険負担限度額認定制度**」について取り上げてみたいと思います。

- 相談内容…母が要介護3なので、町内の施設を申し込みました。その時に「負担限度額認定証」が必要と言われ、それによって施設料金が変わると言われましたが、なぜでしょうか？
- 対応策…「介護保険負担限度額認定制度」について説明します。

◎「介護保険負担限度額認定制度」とは、介護保険施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護医療院)や短期入所等にかかる費用(食費・部屋代)を軽減する制度のことです。本人の所得状況や預貯金に応じて区分され、それぞれの段階に応じた費用減免が受けられる制度です。

- 申請窓口：大崎町役場 保健福祉課介護福祉係(⑥番窓口または野方支所)
- 持参する物：本人及び配偶者が所有する**全ての預貯金等の通帳** ※必ず記帳してからご持参ください。
- 詳しいことは、担当ケアマネジャーや入所申請する施設の担当者、または下記お問い合わせ先にご確認ください。

【お問い合わせ先】

詳細は、大崎町役場 保健福祉課 介護福祉係 ☎476-1111(内線143)、
大崎町地域包括支援センター ☎099-471-7828までお問い合わせください。